

一般廃棄物処理基本計画

令和 5 年度～令和 14 年度

赤井川村

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1－1	計画の目的	1
1－2	計画の位置づけ	1
1－3	計画の区域	1
1－4	計画の範囲	1
1－5	計画目標年次	2

第2章 村 の 概 況

2－1	村の位置	2
2－2	自然条件	2
2－3	人口動向	2
2－4	産業構造	3
2－5	生活環境	3
2－6	総合計画との関係	4

第3章 ごみ処理の現状

3－1	廃棄物の種類	4
3－2	収集方法	5
3－3	ごみ処理体系（一般廃棄物）	6
3－4	収集日	7
3－5	ごみの分別区分及び排出方法	7
3－6	指定ごみ袋及び処理券の料金	7
3－7	村が収集しないごみ	8
3－8	ごみ排出量の推移	8
3－9	資源化率の推移	9
3－10	資源ごみ排出量の推移	9
3－11	令和4年度ごみ処理実績	10
3－12	廃棄物処理施設の概要	11
3－13	関係法令の動き	12

第4章 ごみ排出量の予測

4－1	ごみ排出量の予測	13
4－2	資源化率の予測	13
4－3	資源ごみ排出量の予測	14

第5章 ごみ処理に係る課題の検討

5－1	発生抑制対策	14
5－2	資源化の推進	14
5－3	収集体制	14
5－4	一般廃棄物最終処分場	15
5－5	不法投棄対策	15
5－6	災害時の廃棄物処理	15

第6章 生活排水処理基本計画

6－1	計画の目的	15
6－2	生活排水の排出状況	15
6－3	処理形態別人口の状況	16
6－4	し尿・汚泥の収集量	17
6－5	合併処理浄化槽の設置状況	17
6－6	生活排水処理の課題	18
6－7	生活排水処理の対策と目標	18

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画の目的

国では、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など各種リサイクル関係法の整備を行い、また北海道にあっては、循環型資源利用促進税（産廃税）を平成18年10月に施行し、循環型社会の実現を進めています。

赤井川村では、平成5年に廃棄物処理法第6条第1項の規定により「一般廃棄物処理計画」を策定し、村の廃棄物の適正処理に必要な措置を講じてきました。

この間、廃棄物処理や環境を取り巻く社会情勢も大きく変化し、あらたな法律の施行や既存法律の一部改正などが相次いで行われています。

村でも一般廃棄物最終処分場の稼働、資源リサイクルの導入、一般廃棄物焼却施設の広域化及びごみ有料化を実施し、数年前と廃棄物処理方法が大きく変わってきています。

今回の改定は、全段の様々な変更内容を反映し、またこれから一層の減量化及び資源化及び効率の良い収集体制を目指すために見直すものです。

1-2 計画の位置づけ

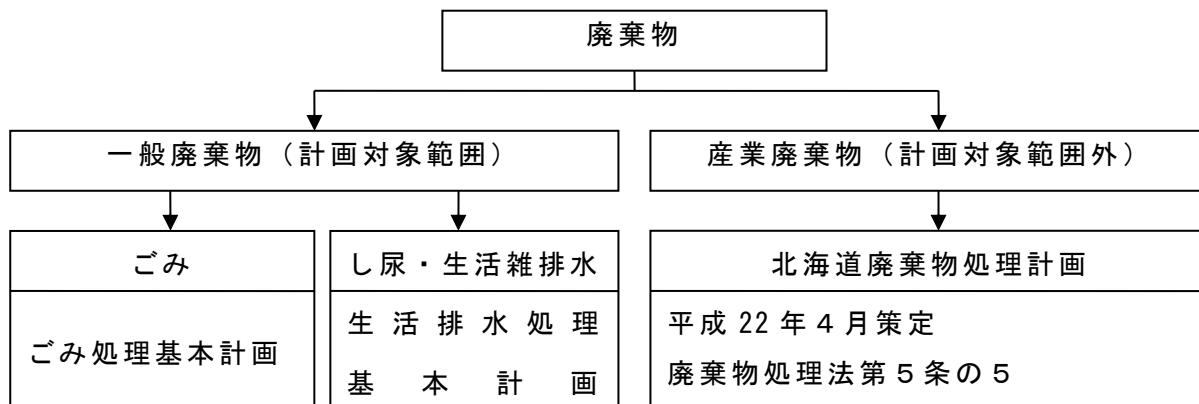
本計画はごみ処理に関する長期的・総合的な視点に立ちながら、計画的に推進するための基本方針となるものであり、村の基本方針を示した「第三期赤井川村総合計画」や「北シリベシ廃棄物処理広域連合広域化基本計画」等と整合性を図りながら、ごみの排出抑制、資源化及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的な事項を定めるものであります。

1-3 計画の区域

本計画の対象区域は、本村の行政区域全域とします。ただし、施策の推進にあたっては、関係法令や広域処理を実施している関係から広域連合構成市町村と連携・協力を図りながら進めることとします。

1-4 計画の範囲

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物が規定されていますが、本計画は一般廃棄物を対象とし、計画内容を「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」に分けて策定します。



1－5 計画目標年次

本計画は、長期的な展望に立ってごみ処理施策を推進することを考慮し、目標年次を令和14年度におき、計画期間を令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

また、令和年度を中間目標年次とし、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
内 容	計 画 開 始 年 次				中 間 目 標 年					計 画 目 標 年 次

第2章 村の概況

2－1 村の位置

本村の位置は、北緯43度3分、東経140度54分にあって、北は冷水峠を経て余市町に接し、西は仁木町に、東は朝里岳及び余市岳等の連山により小樽市と札幌市に、南は俱知安町と京極町に隣接しています。

役場所在地から周辺市町までの距離は余市町までが14km、俱知安町までが33km、国道5号経由で小樽市までが30km、札幌市までが70km、国道393号経由ならば小樽市までが39km、札幌市までが72kmとなっています。また平成30年12月に開通した後志自動車道では余市ICから小樽JCTまでが23.3kmとなっています。

2－2 自然条件

本村は、四方をすべての山に囲まれたカルデラ状の地形をなしていますが、村の南東部にある余市岳（標高1,488m）に源を発する余市川が西流し、この流域に沿って平坦地が帶状形成され耕地や宅地として利用されています。この余市川は、村内の都地区周辺で轟方面からの白井川及び赤井川盆地からの赤井川と合流して仁木町へ向かっています。余市川流域は上流に行くにしたがい石れき混じりの酸性土壌地帯となっています。地質は、全体的に第三期層の凝灰岩主体として、次に集塊岩及び砂岩など多く、河岸台地は洪積層、河岸の低地は沖積層なっています。

気象条件は、盆地特有の内陸型気候であり、冬は積雪が多く夏は気温が高くなります。昼夜の寒暖の差が大きいため、果菜類の栽培に適していますが、余市川上流は冷害を受けやすい条件下にあります。

2－3 人口動向

村の総人口（国勢調査）は、昭和25年の3,014人を頂点として減少傾向にあり、令和2年の国勢調査の結果では1,165人となり、平成27年の国勢調査よりも56人の減少となりました。

年齢階層別の推移を見ると、年少人口（0～14歳）の割合は平成27年の12.4%から令和2年には、11.2%に減少し、生産年齢人口（15～64歳）の割合も平成27年の55.1%から令和2年には57.8%に増加したのに対し、老齢人口（65歳以上）の割合は平成27年の32.5%から令和2年の31.0%へ減少しています。

世帯数は、平成27年では534世帯でしたが、令和2年では621世帯となっています。また、1世帯当たりの平均人員は、平成27年では、2.09人だったのが令和2年には1.87人と減少しています。

2－4 産業構造契約

本村の就業者数は、平成 2 年の 921 人から平成 12 年には 893 人と減少し、以後も減少傾向が続き、平成 22 年では 702 人となっていましたが、令和 2 年では 705 人となっています。

各産業別の構成比率は、令和 2 年において第 1 次産業が 29.0%、第 2 次産業は、15.4%、第 3 次産業は 55.3% となっています。これを 10 年前(平成 22 年)の構成比(第 1 次産業 33.0%、第 2 次産業 13.5%、第 3 次産業 53.0%)と比較すると、第 1 次産業は若干増加し、第 2 次・3 次産業が若干減少するという傾向を見せてています。

主な産業の動向を見ると、基幹産業である農業は主要品目の水稻・馬鈴薯・かぼちゃに加え、かんがい施設の整備に伴い野菜(露地・施設)、花きの生産と販路拡大が図られ、畜産においては乳牛の乳質改善が進められると共に、企業養豚事業者による安定した生産・出荷が行われています。

工業は、農産加工として牛乳、バター、ジャムの工房があり、そのほか木材チップ加工を行う工場と自動車整備工場が各 1 社、土木建築事業者が 3 社、営業を展開しています。しかし、いずれも地元資本を中心とした従業員 20 人未満の小規模業者となっています。

商業は、道道余市赤井川線に沿った市街地に、日用雑貨を扱う個人商店がコンビニを含めて 2 店舗、個人経営等の飲食店関係が 8 店舗ほどあります。しかし住民の購買志向は品揃えや生鮮品の鮮度などから、量販店や専門店がある余市町、小樽市、札幌市へ流れています。

観光は、昭和 63 年に小樽赤井川ゴルフ倶楽部、平成 3 年にキロロリゾートがオープンして以来、いくつかの食事や休憩ができるポイントが誕生しています。また、平成 20 年に国道 393 号が全線開通し、平成 24 年には交通の難所であった道道余市赤井川の冷水峠に冷水トンネルが開通したことによって、周辺後志地域との連携が一段と深まっています。

2－5 生活環境

本村には、鉄道がなく主要交通機関はバスとなっており、令和 4 年 4 月 1 日よりむらバスの運行が開始され、1 日 4 便が余市町との間を往復していくが運行しています。

村外に出る幹線道路は、国道 393 号で小樽市や札幌市、倶知安町へ、道道仁木赤井川線が仁木町へ、道道余市赤井川線が余市町へと通じています。

公共施設の整備については、防災行政用の無線施設として昭和 60 年に「農村情報連絡施設」を開設し、平成 3 年度に赤井川中学校、平成 5 年度に都小学校、平成 6 年度に赤井川小学校、平成 8 年度に消防庁舎が完成しました。

集会施設、生活改善センター、コミュニティーセンター、都住民センター、山村活性化支援センター等がいずれも公民館的な役割を果たしています。また、平成 14 年 4 月には健康支援センターがオープンし、村の保健福祉の拠点として活用されています。

その他の施設としては平成 7 年にデイサービスセンターと都へき地保育所(平成 28 年閉所)が、平成 10 年に赤井川診療所と赤井川へき地保育所が完成し、また住民から要望の高かった下水道が平成 12 年度に供用を開始しました。

2－6 総合計画との関係

現在進行中の将来計画は、平成28年度を基点として令和5年度を目標とする「第4期赤井川村総合計画」があり、本計画の上位計画として位置づけられます。

総合計画におけるむらづくりテーマ（共通目標）は以下のとおりです。

やすらぎと感動の赤井川

人が集まる美しいカルデラの里

総合計画におけるごみ処理及び生活排水処理に関わる基本的な考え方は以下のとおりです。

ごみの処理

- ◆最終処分場建設を計画します。
- ◆ごみ収集の有料化に向けて検討します。
- ◆ごみの分別化の普及啓発を図ります。
- ◆ごみの減量と資源物のリサイクルを推進します。

生活排水処理

- ◆下水道区域外の合併処理浄化槽の普及対策を支援します。

第3章 ごみ処理の現状

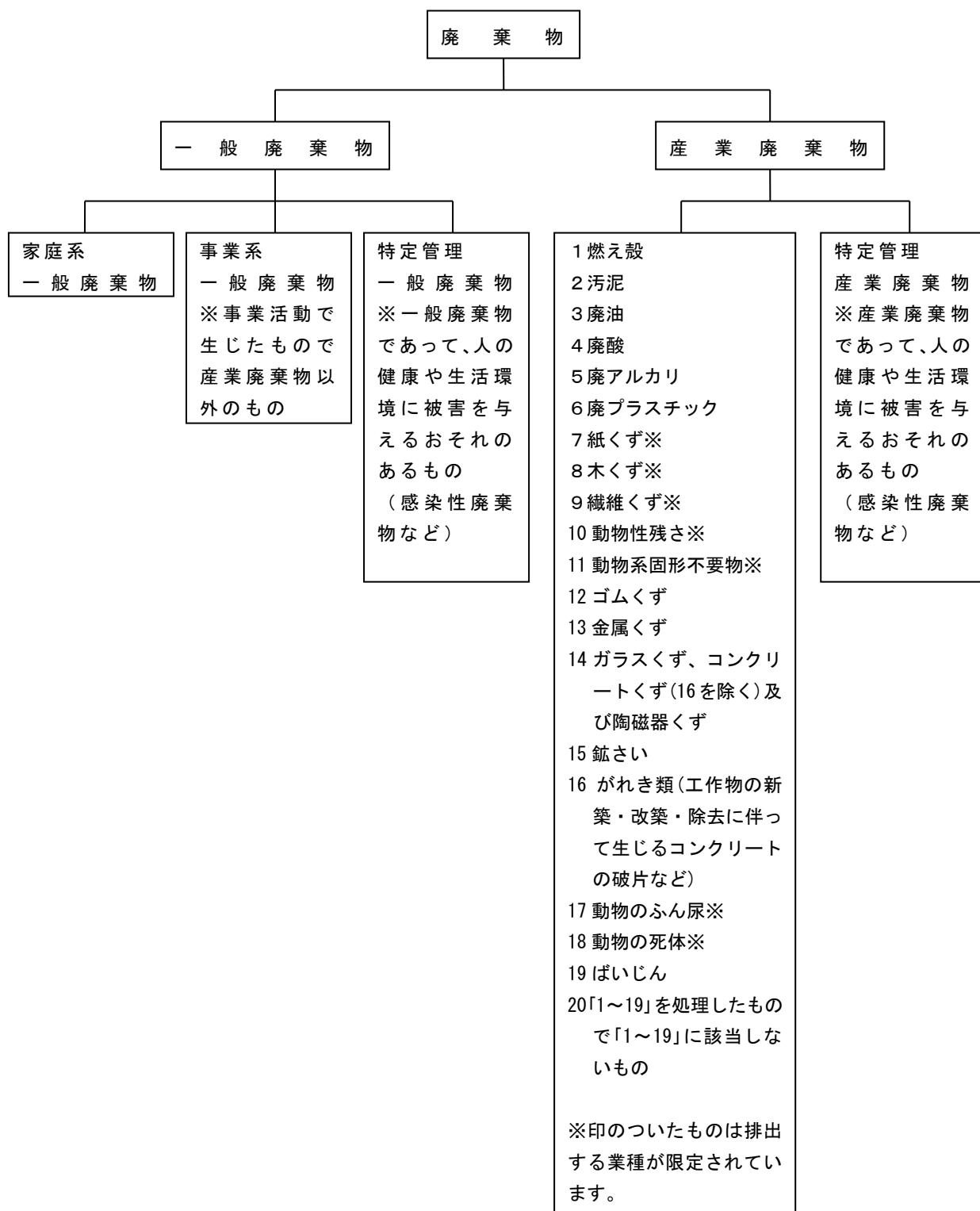
3－1 廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

一般廃棄物には、村民の生活に伴って各家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と事業活動に伴って事業所から排出される「事業系一般廃棄物」に区分されます。

産業廃棄物は、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、燃え殻、汚泥などの20種が法令で定められています。

また、一般廃棄物、産業廃棄物の両方に人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの（感染性廃棄物など）として、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物があります。



3-2 収集方法

収集は、ステーション方式で委託収集を行っています。

ごみステーションは、区会の要望により村で設置し、草刈りや除雪等の管理は区会で行っています。

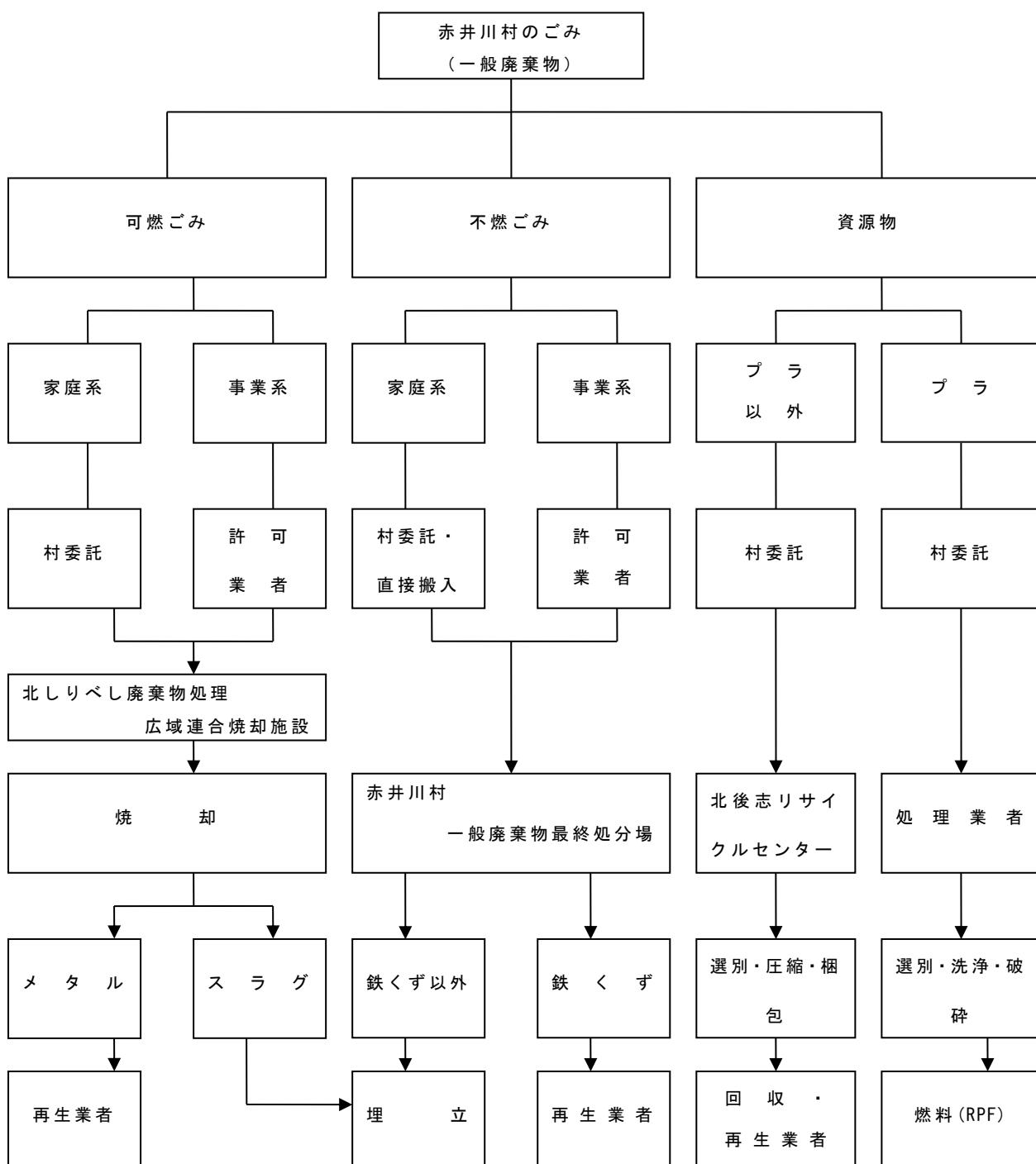
3-3 ごみ処理体系（一般廃棄物）

村は、分別され各ステーションに排出された家庭系一般廃棄物を委託収集しています。

また、事業系一般廃棄物については、各事業所の責任において一般廃棄物収集許可業者と委託し収集を行っており、可燃物(生ごみ)の一部は堆肥化処理されています。

集められたごみのうち、可燃ごみは北しりべし廃棄物処理広域連合が所有する焼却施設で焼却され、不燃ごみは村の一般廃棄物最終処分場において埋立処理されています。

資源ごみは、びん類・紙類・缶類・ペットボトル・プラスチック類に分別され、プラスチック類以外は北しりべし廃棄物処理広域連合の保管施設に搬入し、選別・圧縮・梱包処理を行い回収業者に引き渡しています。プラスチック類は、小樽市内の収集処理業者において収集されたあと分別・処理され燃料(RPF)として再利用されています。



※ プラ＝プラスチック類

3-4 収集日

平成18年度の北しりべし廃棄物処理広域連合焼却施設の稼働やごみ有料化実施に伴って収集体制を見直して以来、可燃ごみは各地区週2回、不燃ごみは各地区週1回、資源物は各地区月4回（資源物2回、プラ2回）収集しています。

3-5 ごみの分別区分及び排出方法

ごみの分別方法			排出方法		主な品目
可燃ごみ	有料		指定袋（黄色）に入れるか処理シールを貼りステーションへ排出する。		紙くず、木くず、生ごみなど
不燃ごみ	有料		指定袋（青色）に入れるか処理シールを貼りステーションへ排出する。		ガラス、せともの、皮革、小型家電など
粗大ごみ（自己搬入）	有料		最終処分場へ搬入し、重量により処理券（自己搬入）で料金を納める。		ふとん、ベット、たたみ、スキーなど
資源物	缶類	アルミ缶	無料	容器を水洗いし、ステーションに設置してあるコンテナに入れる。 (ふたやキャップははずし不燃ごみへ)	ジュース、ビール、缶詰、ペットフードなどの缶
		スチール缶	無料		
	びん類	透明びん	無料	容器を水洗いし、ステーションに設置してあるコンテナに入れる。 (ふたやキャップははずし不燃ごみへ)	ジュース、酒、ドリンク剤、コーヒー、醤油などのびん
		茶びん	無料		
	その他びん	その他びん	無料		
	紙類	新聞	無料	種類ごとに分け、持ちやすい大きさにまとめてひもでしばり排出する。	新聞、雑誌、段ボール、牛乳やジュースの紙パック（アルミがついていないもの）
		雑誌	無料		
		段ボール	無料		
		紙パック	無料		
	ペットボトル		無料	容器を水洗いし、ステーションに設置してあるネットに入れる。（ふたやキャップ、ラベルははずしプラごみへ）	ジュース、酒、醤油などのボトル
	プラスチック類		無料	汚れを落とし、市販の透明又は半透明の袋、又はレジ袋等に入れ排出する。	食品のトレイや容器、袋など

3-6 指定ごみ袋及び処理券の料金

ごみの種類	種類	規格	料金
可燃ごみ	黄色透明袋	5リッル	1枚 10円
		10リッル	1枚 20円
		20リッル	1枚 40円
		40リッル	1枚 80円
	処理券（シール）	一	1枚 80円
不燃ごみ	青色透明袋	10リッル	1枚 20円
		20リッル	1枚 40円
		40リッル	1枚 80円
	処理券（シール）	一	1枚 80円
粗大ごみ	処理券（自己搬入）	一	1枚 50円（10kg当）

3－7 村が収集処理しないごみ

次に掲げる物は村では収集処分しないごみため、購入した販売店等での引き取りにより処理しています。

区分	主な品目
危険物	ガスボンベ、消火器、ガソリン、灯油、感染性のあるものなど
有毒物	農薬、薬品、その他毒性の強い物質を含むものなど
処理困難物	タイヤ、バッテリー、農機具、家電リサイクル対象品、パソコンなど

3－8 ごみ排出量の推移

赤井川村の過去の5年間のごみ量は、平成18年の有料化導入以降はほぼ横ばいで推移していましたが、平成23年度以降は人口の減少に伴って排出量も減少傾向となっています。

また、家庭系の資源化の取り組みにおいて平成18年11月から開始されたプラスチック類の資源ごみは、現在も年間約16tのプラスチック類が資源化されています。

赤井川村のごみ排出量実績

区分	年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末人口		1,243	1,222	1,150	1,102	1,143
年度末世帯数		718	699	639	609	671
家庭系	可燃ごみ(t)	139.05	131.00	128.72	131.20	121.82
	不燃ごみ(t)	34.65	32.64	35.13	35.05	36.50
	粗大ごみ(t)	44.76	48.85	40.11	40.29	39.25
	資源物(t)	64.68	60.43	57.79	58.42	57.43
	小計	291.34	277.06	271.52	268.94	256.77
	1人当たり 年間排出量(kg)	234.38	226.73	236.10	244.05	224.65
	1人当たり 1日の排出量(kg)	0.64	0.62	0.65	0.67	0.62
	1世帯当たり 年間排出量(kg)	405.77	396.37	424.91	441.61	382.67
	1世帯当たり 1日の排出量(kg)	1.11	1.09	1.16	1.21	1.05
	合計	330.74	312.96	303.33	303.80	291.25
事業系	可燃ごみ(t)	39.40	35.90	31.81	34.86	34.48
事業系	不燃ごみ(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業系	資源物(t)	39.65	52.05	21.02	22.91	31.23
事業系	小計	39.40	35.90	31.81	34.86	34.48

3-9 資源化率の推移

(単位 : t)

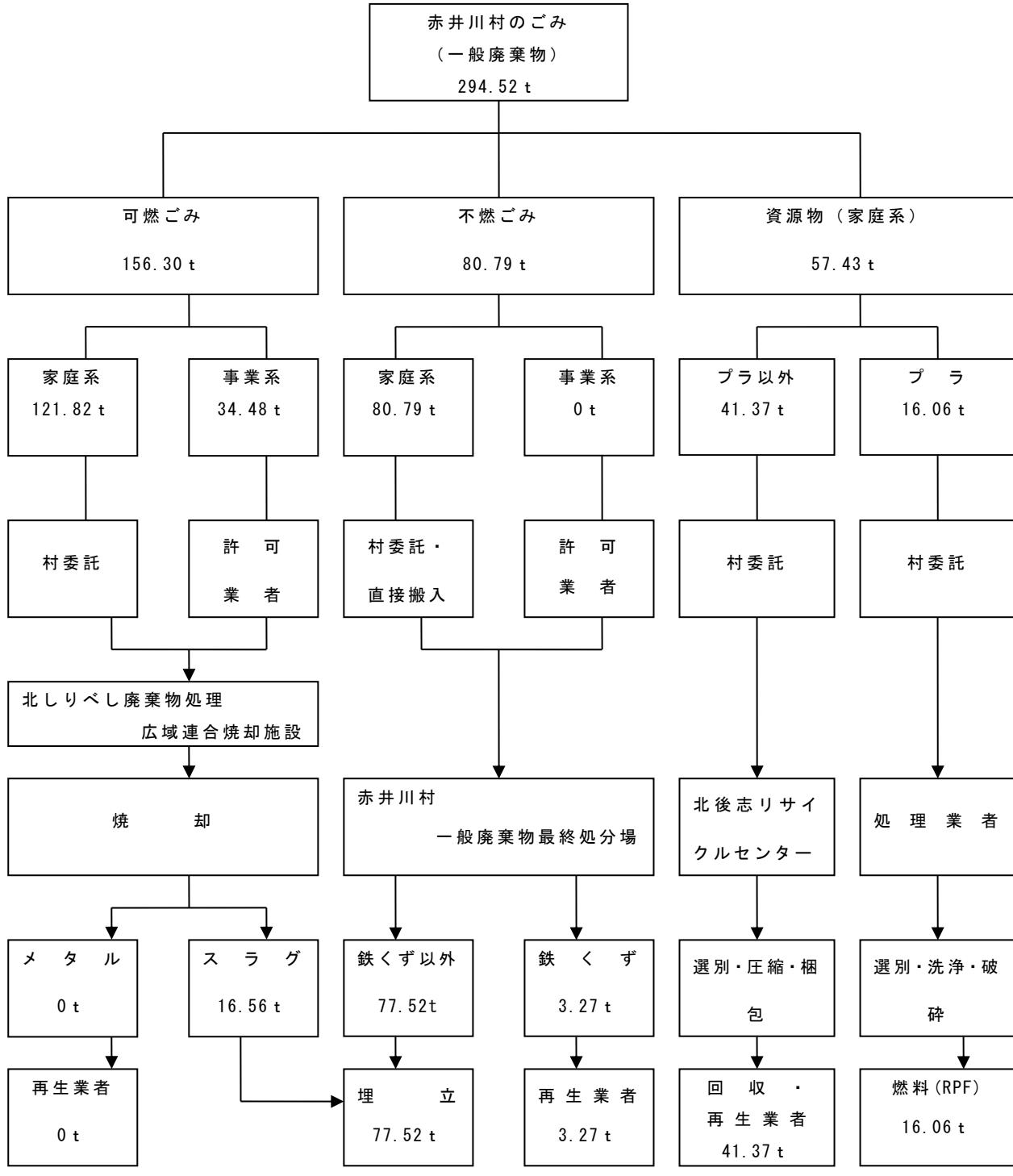
区分	年度 平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総ごみ量	335.01	318.95	307.52	309.64	294.52
資源化量	64.68	61.93	57.79	58.42	57.43
資源化量(鉄くず)	4.27	5.99	4.19	5.84	3.27
資源化量合計	68.95	66.42	61.98	64.26	60.70
資源化率(%)	20.58	20.82	20.15	20.75	20.61

3-10 資源ごみ排出量の推移

(単位 : t)

		平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
家庭系	びん類	透明びん	4.07	3.43	3.21	3.29	3.02
		茶びん	2.53	2.75	2.74	2.51	2.48
		その他びん	1.98	2.25	2.12	1.79	1.68
		生きびん	0.81	0.95	0.70	0.48	0.57
		小計	9.39	9.38	8.77	8.07	7.75
	紙類	新聞	17.82	15.13	12.98	13.07	12.75
		雑誌	5.23	4.71	3.88	4.31	3.70
		段ボール	8.65	7.68	8.59	8.69	8.71
		紙パック	0.16	0.14	0.16	0.14	0.17
		小計	31.86	27.66	25.61	26.21	25.33
	缶類	アルミ缶	2.70	2.50	2.40	2.45	2.05
		スチール缶	2.45	2.27	2.18	2.23	2.31
		小計	5.15	4.96	4.76	4.86	4.36
	ペットボトル	4.03	3.92	3.82	4.02	3.93	
	プラスチック類	14.07	14.5	14.82	15.26	16.06	
家庭系合計		64.69	60.42	57.79	58.43	57.43	

3-11 令和4年度ごみ処理実績



※ プラ＝プラスチック類

3-12 廃棄物処理施設の概要

焼却施設の概要

施設名称	北シリベシ広域クリーンセンター
事業主体	北シリベシ廃棄物処理広域連合
所在地	小樽市桃内2丁目111番地2
敷地面積	52,680m ²
延べ床面積	15,680m ²
階数	地下1階、地上6階
高さ	40.2m(蒸気復水器)、59m(煙突)
処理形式	ストーカ式+プラズマ溶融
処理能力	焼却炉: 197t/日 (98.5t/日 × 2炉) 灰溶融炉: 15t/日

資源化施設

施設名称	北後志リサイクルセンター(資源物選別保管施設)
事業主体	北シリベシ廃棄物処理広域連合
所在地	余市郡余市町栄町461番地1
処理形式	選別・圧縮減容
処理能力	0.12t/h(ペットボトル減容機)

施設名称	北シリベシ広域クリーンセンター(金属類選別圧縮施設)
事業主体	北シリベシ廃棄物処理広域連合
所在地	小樽市桃内2丁目111番地2
処理形式	選別・圧縮
処理能力	37.8t/5h

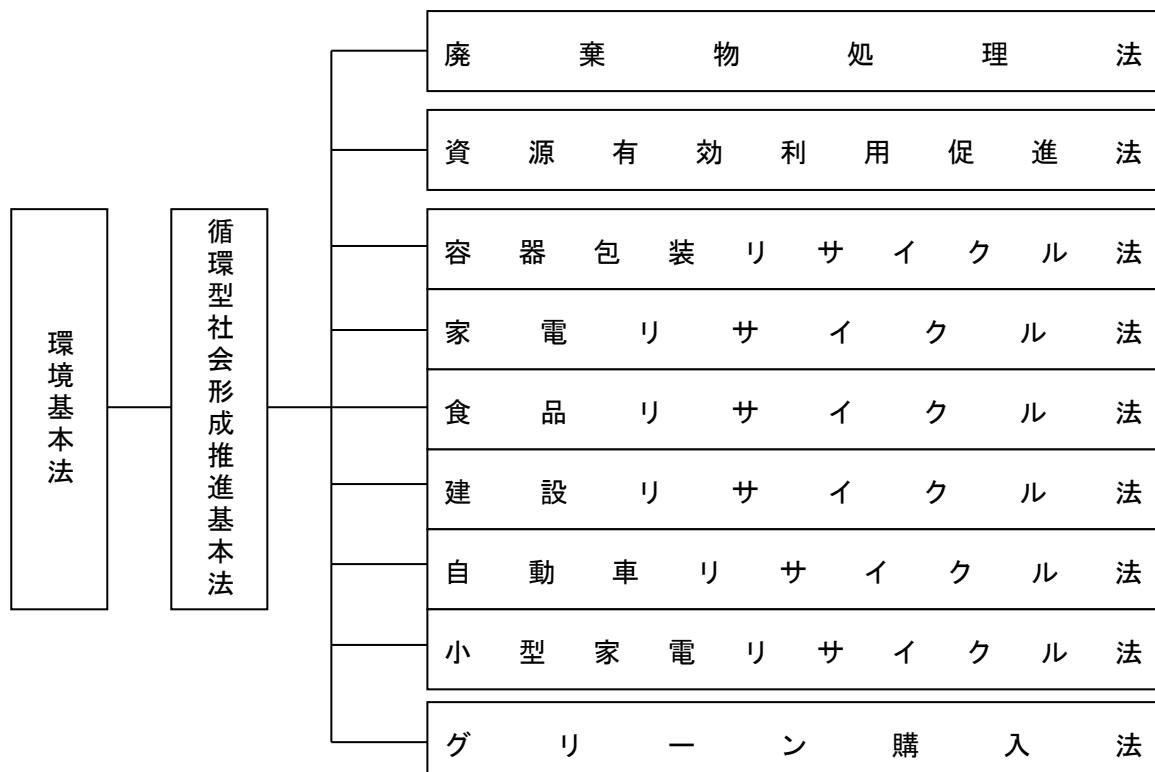
最終処分場

施設名称	赤井川村一般廃棄物最終処分場
事業主体	赤井川村
所在地	余市郡赤井川村字都139番地1
敷地面積	4,900m ²
埋立容量	17,200m ³
処理方式	平地槽状埋立（準好気性埋立構造）
排水処理方法	生物処理（回転円盤）+凝集沈殿方式+砂ろ過+活性炭吸着
放流水の水質	BOD 8mg/L以下、SS 10mg/L以下、PH 5.8~8.6 大腸菌群数 3,000個/CC
放流水量	15m ³ /日
放流先	浸出水処理施設で処理後、後志川を介して最終的に余市川へ放流される。
埋立期間	平成11年度から令和10年度（30年間）

3-13 関係法令の動き

循環型社会の形成と推進に向けて「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、個別物品の特性・性質に応じた各種のリサイクル関連法が整備されています。

循環型社会形成推進基本法の公布にあわせ、「廃棄物処理法」「資源有効利用促進法」が改正、「食品リサイクル法」「建設資材リサイクル法」に次いで「小型家電リサイクル法」が制定されたことにより、「グリーン購入法」とあわせて循環型社会を構築していくための法体系が整備されています。



第4章 ごみ排出量の予測

4-1 ごみ排出量の予測

今後のごみ量の動向を把握するために既に公表されている計画（「北しりべし廃棄物処理広域連合広域化基本計画」、「北後志地域循環型社会形成推進地域計画」、「赤井川村分別収集計画」）を参考に排出量予測を行った結果は以下のとおりとなります。

赤井川村のごみ排出量予測

年度区分	計画開始年 令和5年度	計画中間年 令和9年度	計画目標年 令和14年度(予想)
年度末人口	1,129	1,073	1,008
年度末世帯数	664	638	608
家庭系	可燃ごみ(t)	120.70	112.40
	不燃ごみ(t)	31.63	29.45
	粗大ごみ(t)	49.51	46.11
	資源物(t)	56.46	53.44
	小計	258.30	241.40
	1人当たり 年間排出量(kg)	228.79	220.22
	1人当たり 1日の排出量(kg)	0.63	0.60
	1世帯当たり 年間排出量(kg)	389.01	365.10
	1世帯当たり 1日の排出量(kg)	1.07	1.00
事業系	可燃ごみ(t)	34.31	33.65
	不燃ごみ(t)	0.00	0.00
	資源物(t)	0.00	0.00
	小計	34.31	33.65
合計		292.61	275.05
			254.83

4-2 資源化率の予測

(単位:t)

年度区分	計画開始年 令和5年度	計画中間年 令和9年度	計画目標年 令和14年度
総ごみ量	292.61	275.05	254.83
資源化量	56.46	53.44	49.95
資源化量(鉄くず)	4.69	4.37	4.00
資源化量合計	61.15	57.81	53.95
資源化率(%)	20.90	21.02	21.17

4－3 資源ごみ排出量の予測

(単位:t)

区分		年度 令和5年度	計画開始年 令和5年度	計画中間年 令和9年度	計画目標年 令和14年度
家庭系	びん類	透明びん	3.08	2.91	2.72
		茶びん	2.51	2.37	2.22
		その他びん	1.83	1.73	1.62
		生びん	0.64	0.60	0.56
		小計	8.06	7.61	7.12
	紙類	新聞	12.80	12.12	11.33
		雑誌	3.90	3.69	3.45
		段ボール	8.25	7.81	7.30
		紙パック	0.16	0.15	0.14
		その他紙	0.00	0.00	0.00
	缶類	小計	25.11	23.77	22.22
		アルミ缶	2.11	2.00	1.87
		スチール缶	2.38	2.25	2.10
		小計	4.49	4.25	3.97
		ペットボトル	3.80	3.60	3.37
	プラスチック類		15.01	14.21	13.28
	家庭系合計		56.47	53.44	49.96

第5節 ごみ処理に係る課題の検討

5－1 発生抑制対策

ごみの発生量は平成18年11月から、ごみ有料化導入及び事業系一般廃棄物処理を事業者の責任において行うこととしたためごみ減量化及びリサイクルへの意識が高まり、令和ア4年度実績を平成29年実績と比較すると1人あたり約キロ排出量が減少しています。

ごみの発生抑制については住民・事業者それぞれの自主的な取り組みが不可欠で、今後もごみ減量化への高い意識を持ち続けることができるよう、ごみ処理に対する住民・事業者に必要な情報提供を行っていきます。

5－2 資源化の推進

発生抑制対策と同様にごみ有料化により住民・事業者共に資源化への意識が高まっています。ごみそのものの量を減少させるのは限界があるため、これからは資源化率を向上させることができ、処理経費の軽減や最終処分場の延命につながります。

現状では、法に定められたもののうち紙類（容器包装）の資源化に取り組めていない状況にあります。今後は、北シリベシ廃棄物処理広域連合との調整を進めながら実施に向け検討を進め、目標年には資源化率を現在の20%から21%を目指します。

また、事業者の取り組みによる蛍光管、乾電池、バッテリー、布類等の資源化も行われていることから、実施に向け検討を進めます。

5－3 収集体制

現状の収集体制は、各地域で可燃ごみ週2回、不燃ごみ週1回、資源物週2回、プラスチック類週2回の収集を行っています。今後も、収集量の実績により効率的な収集体制を確立できるよう検討を進めます。

5－4 一般廃棄物最終処分場

稼働中的一般廃棄物最終処分場は、平成11年度より供用が開始され期間は平成25年度までの15年間の予定で計画されていましたが、資源物収集の開始やごみ有料化により搬入量が減少し延命化が図られたことによって、令和10年まで計画しています。

しかし、いずれ新たな処分場が必要となりますので、広域化も視野に入れながら検討を進めます。

また、新処分場の設置にあたっては、資源物の効率的な収集のためのストックヤードや処理機械の導入についても検討します。

5－5 不法投棄対策

近年、大規模な不法投棄は減少しているものの家庭ごみを中心とした不法投棄は年に3～5件発生しております。

近隣市町村のごみ有料化による影響も予想されることから、今後も村内の定期的な監視を行い、投棄された場合は後志総合振興局・警察と連携をとり早期解決を図ります。

また、特に毎年投棄される場所については、土地所有者と協議し柵を設置するなどの対策や看板の設置等も検討します。

5－6 災害時の廃棄物処理

地震や台風等の災害時に発生する廃棄物については、一時に大量の廃棄物が発生するため、その都度判断しながら一般廃棄物最終処分場内のスペースを有効に利用し、一時搬入を行う等の対策をとり、ライフライン等の短期間での復旧を行います。

第6章 生活排水処理基本計画

6－1 計画の目

本村では、身近な生活環境や公共用水域の水質の保全を図るため、下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進してきました。市街地については、平成12年度より公共下水道が供用開始されていますが、下水道区域外には未だ生活雑排水が未処理のまま農業用排水路や側溝、河川に排出されている状況にあります。

本計画は、村内全域の生活排水処理対策を長期的視点にたって策定し、村内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等などの生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

本計画に係る法的な位置づけとしては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村はその区域内における一般廃棄物の処理について一定の計画を定めなければならないものとされていること、さらに「水質汚濁防止法」第14条の4の規定により、市町村は生活排水の排出による公共水域の水質汚濁防止を図るための対策として必要な施設の整備、生活排水対策の啓発などの実施に努めなければならないとしており、生活排水処理基本計画の必要性を示されています。

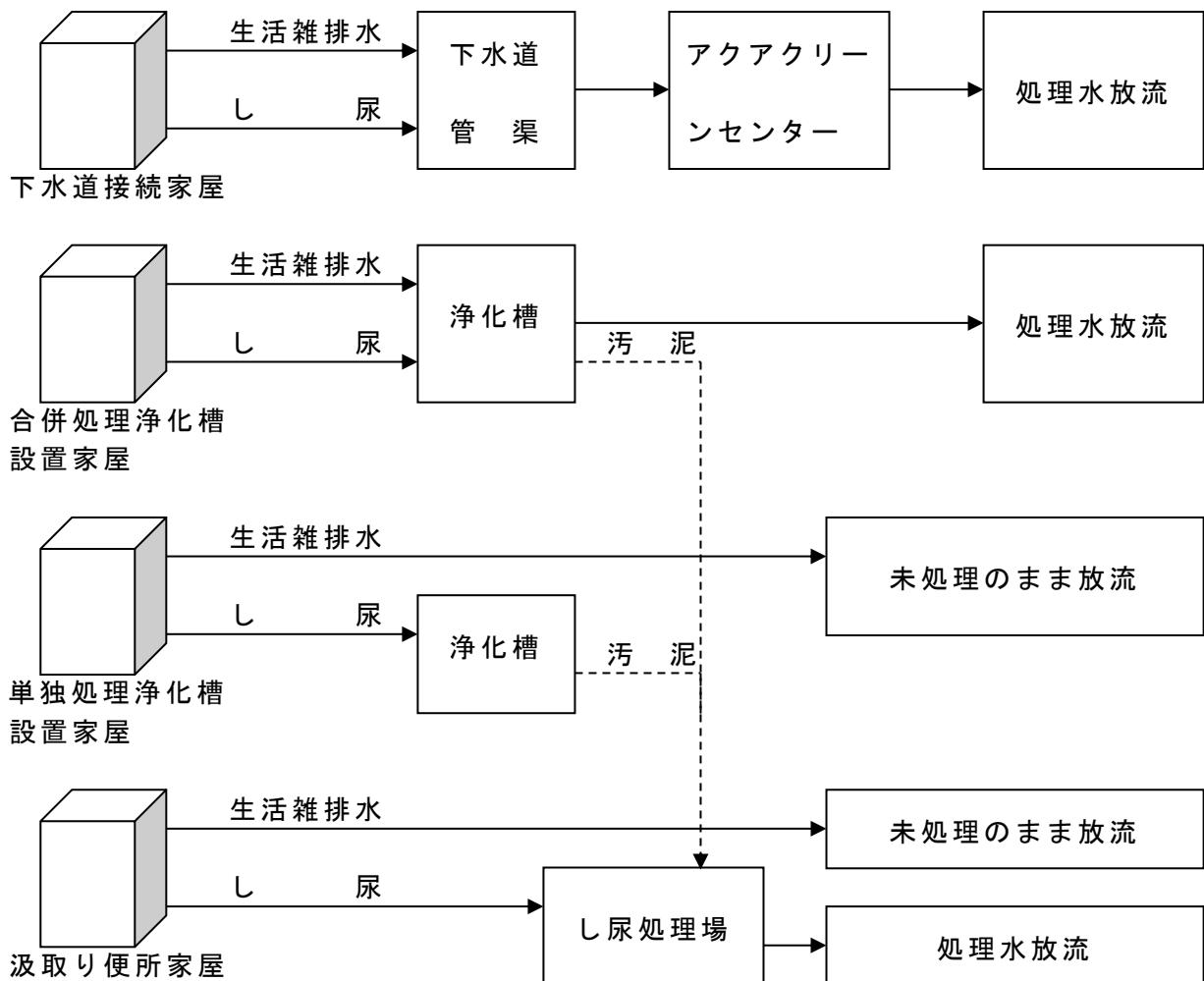
6－2 生活排水の排出状況

本村における生活排水の排出状況は以下のとおりです。

下水道に接続している家屋と合併処理浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水を適正に処理し、放流していることになりますが、単独処理浄化槽及び汲取り便所の家屋については、生活雑排水を未処理のまま放流していることになっています。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する汚泥と汲取り便所のし尿については、北後志衛生施設組合の施設で処理しています。

生活排水の排出フロー



6-3 処理形態別人口の状況

処理形態別人口は、大きく分けると水洗化・生活雑排水処理人口、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口の3つになります。水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道や合併処理浄化槽により水洗便所と生活雑排水の処理がなされている家屋に常住する人口であり、水洗化・生活雑排水未処理人口は、単独処理浄化槽により水洗便所は設置しているが、生活雑排水は未処理のままの人口で、非水洗化人口は汲取り便所を使用している人口になります。処理形態別人口の推移は以下のとおりとなります。

処理形態別人口の推移

区分	単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
計画処理区域内人口	人	1,243	1,222	1,150	1,101	1,143
水洗化・生活雑排水処理人口	人	916	894	848	815	872
コミュニティープラント	人	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	人	230	212	165	144	227
下水道	人	686	682	683	671	645
農業集落排水施設	人	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	50	41	41	39	35
非水洗化人口	人	277	287	261	247	236
生活排水処理率	%	73.69	73.16	73.74	74.02	76.29

6－4 し尿・汚泥の収集量

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、北後志衛生施設組合の許可業者により実施され、過去の収集量実績は以下のとおりです。収集量のうち、し尿については下水道及び合併処理浄化槽の普及により減少の傾向にあります。

し尿・汚泥の年間収集量の推移

区分	単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
し尿	KI/年	288.84	278.30	296.82	260.46	252.68
浄化槽	KI/年	872.00	1012.90	532.80	532.40	439.00
合計	KI/年	1160.84	1291.20	829.62	792.86	691.68

6－5 合併処理浄化槽の設置状況

区分		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
5 人槽	基 数	11	11	12	16	17
	処理人口	13	13	13	13	19
6～7 人槽	基 数	13	13	14	17	18
	処理人口	34	34	39	41	44
8～10 人槽	基 数	3	4	4	4	4
	処理人口	14	14	14	14	14
11 人槽以上	基 数	9	10	9	9	9
	処理人口	47	47	47	47	47
合計	基 数	36	38	39	46	47
	処理人口	230	212	165	144	227

6－6 生活排水処理の課題

生活排水処理の課題は、下水道については平成12年度より一部供用が開始され、平成16年度に処理区域全線の整備を完了していますが、公共下水道がおよばない地域について、浄化槽が設置されていない住宅等があり生活雑排水がそのまま放流されていることから、水質汚濁の要因となっています。この後も浄化槽設置率の向上が課題となっています。

6－7 生活排水処理の対策と目標

生活排水処理率は、令和4年度末で76.29%となっていますが、今後も下水道の接続及び浄化槽の設置に努め令和14年には82%となるよう、引き続き合併浄化槽設置補助金等の継続を検討いたします。

生活排水処理の目標

区分	単位	実績 R4	中間実績 R9	目標 R14
計画処理区域内人口	人	1,143	1,073	1,008
水洗化・生活雑排水処理人口	人	872	851	831
コミュニティプラント	人	0	0	0
合併処理浄化槽	人	227	216	205
下水道	人	645	635	626
農業集落排水施設	人	0	0	0
水洗化・生活排水未処理人口	人	35	33	33
非水洗化人口	人	236	189	144
生活排水処理率	%	76.29	79.33	82.46